

第119回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 (持ち回り開催)

日 時：令和4年10月14日（金）

議題

1. 本県の現状について
2. 本県における今後の対応について

香川県の現状

【7/15～ 感染拡大防止対策期（レベル2）】

直近 1 週間の 累積新規感染者数		先週 1 週間の 累積新規感染者数	
10月13日現在	10月12日現在	10月13日現在	10月12日現在
1354人	1303人	1595人	1629人

10月 累積新規感染者数		9月 累積新規感染者数
10月13日現在	10月12日現在	
2647人	2396人	18918人

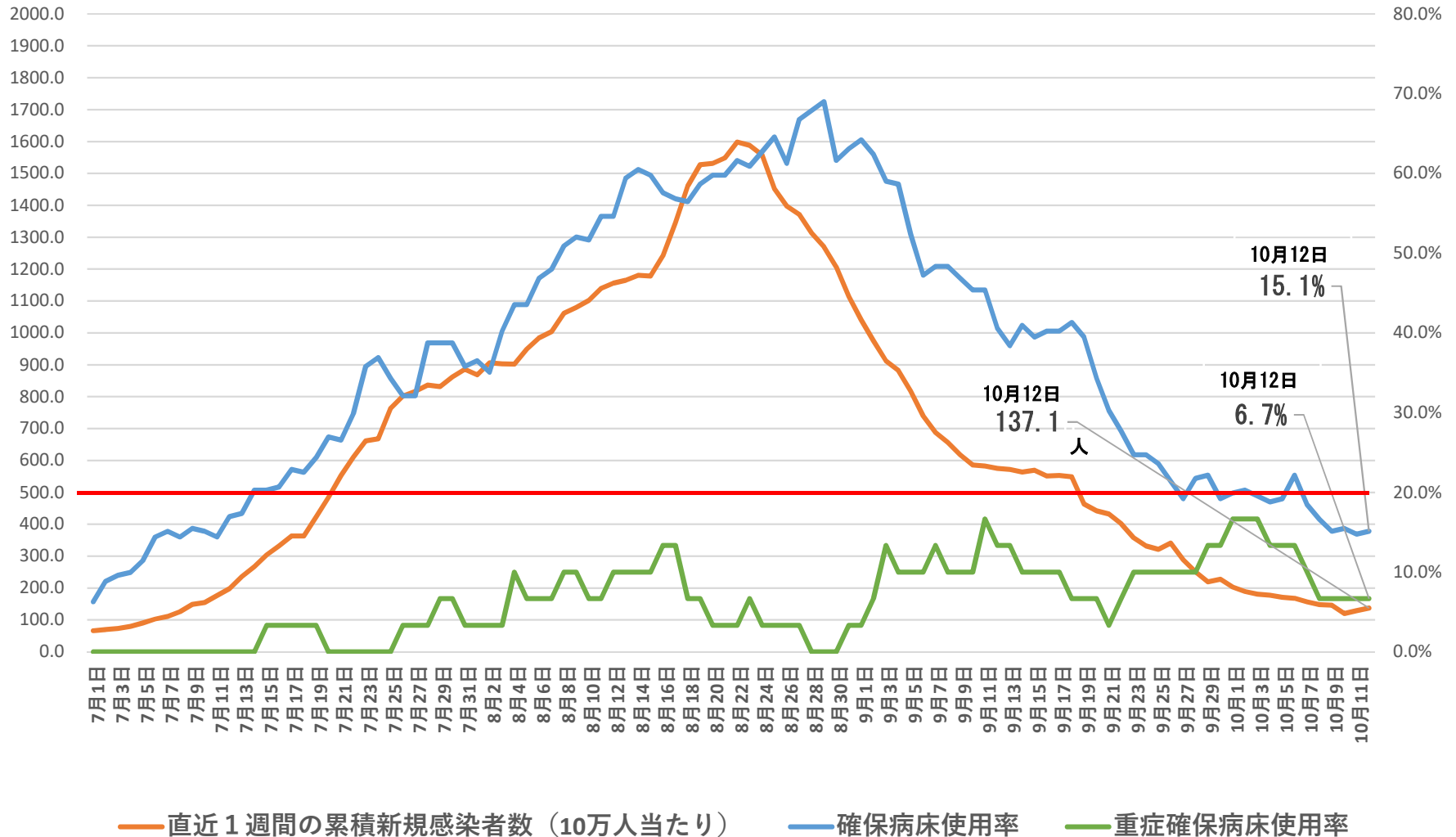
指 標	10月13日現在	10月12日現在
① 確保病床使用率	14.8% <入院患者40人／病床271床>	15.1% <入院患者41人／病床271床>
② 重症確保病床使用率	6.7% <重症者数2人／病床30床>	6.7% <重症者数2人／病床30床>

感染拡大防止対策期	緊急事態対策期
レベル 2	レベル 3
20%以上	50%以上
20%以上	50%以上

参 考 指 標	10万人当たり	10万人当たり
	○ 直近 1 週間の累積新規感染者数 (対人口 10 万人)	142.5人 <直近 1 週間 (10/7～10/13) 1354人>

参 考	療養状況	10月13日現在
	入院中	47人 <うち確保病床40人>
	宿泊療養	20人

直近 1 週間の累積新規感染者数（10万人当たり）と確保病床使用率、重症確保病床使用率の推移：R4.7.1～R4.10.12



< 県民の皆さまへのメッセージ >

知事から「感染拡大防止対策期」における県民の皆さまへのお願い
～ 感染拡大を止めるには 一人ひとりの意識が要（かなめ）～

感染状況と「感染拡大防止対策期」の延長について

現下の本県の感染状況は、8月中旬のピーク時と比較すると、新規感染者数が大きく減少し、医療提供体制についても、確保病床使用率が警戒レベル引き下げの基準値としている20%を下回る日が多くなってきたものの、2週間程度継続して安定的に下回っていないことから、県対処方針に基づき、現行の「感染拡大防止対策期」を10月30日まで延長します。

10月11日から全国旅行支援やイベント割が始まっておりますが、社会経済活動を着実に回復させるためにも、県民の皆さまには、「感染拡大を止めるには 一人ひとりの意識が要（かなめ）」ということを引き続き意識していただき、基本的な感染対策や感染リスクを低減させる適切な対策の徹底をお願いします。

なお、マスクについては、屋外では原則不要ですが、人と近距離で会話をする場合は、着用をお願いします。

陽性者登録のお願いについて

発生届の対象外となっている方で、自己検査などにより陽性となった場合は、陽性者登録センターへの登録を自ラ行い、健康管理をお願いします。

ワクチン接種について

ワクチン接種については、オミクロン株対応ワクチンの接種が開始され、順次、接種対象が拡大されていますので、ご検討をお願いします。

若年層の方にも、追加接種の積極的な検討をお願いします。

また、新型コロナとインフルエンザの同時流行も懸念されていることから、インフルエンザワクチンについても、接種の積極的な検討をお願いします。

無料検査について

感染の不安を感じた場合は、県民の皆さまを対象とした無料検査を10月末まで実施していますので、積極的にご利用ください。

また、重症化リスクの高いご高齢の方や基礎疾患のある方と会う場合にも、無料検査を行うなど、感染リスクを減らす取組みをお願いします。

事業者の皆さまへのお願いについて

事業者の皆さまには、在宅勤務（テレワーク）の活用、休暇取得の促進など人と人との接触の低減、ドアノブや手すりなど共用部分の消毒、発熱やのどの痛みなど普段と少しでも違う症状がある従業員の出勤抑制などについて、引き続き、ご協力をお願いします。

「NO コロナハラメント」について

新型コロナウイルス感染症の患者さんやそのご家族、治療にあたっておられる医療従事者やそのご家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではありません。

ワクチン接種についても、強制ではなく、ご本人が納得した上でご判断いただくもので、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしてはいけません。

引き続き、人権に配慮した判断や行動を心がけてください。

結びに

一日も早く日常生活や社会経済活動を回復できるよう、国、各市町とも連携し、感染拡大の抑止とともに、保健医療提供体制の確保を通じて、県民の皆さまの健康や暮らしを守るよう全力で取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

令和4年10月14日

香川県知事 池田 豊人

香川県からのお願い



感染拡大を止めるには 一人ひとりの意識が^{かなめ}要



- 三つの密の回避や人と人との距離の確保、エアコン使用時も換気、適切なマスクの着用（屋外では原則不要、人と近距離で会話する場合は着用）
- 手洗いや手指消毒、共用部分の消毒
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出を自粛して
- 帰省や旅行は、感染防止策を徹底、感染リスクの高い行動を控えて
- 発熱・のどの違和感は通勤・通学、外出等を控えて
- かがわ安心飲食認証店などを利用、会話時はマスクを着用

大切なご家族や友人、仲間に感染させないためにも
ご協力をお願いします。

香川県内の感染症情報は、
右記ホームページを
ご覧ください。



**感染拡大防止対策期における
対策について
(7月15日～10月30日)**

令和4年10月14日

香 川 県

1 県民への協力要請 ① (法第24条第9項)

- 「新しい生活様式」の定着に向け、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止策を徹底するよう協力要請

※ エアコン使用時も、定期的に窓を開けたり換気扇を使用して効果的な換気

【別添1】 (省略) : 気をつけていただきたいこと

【別添2】 (省略) : 屋外・屋内でのマスク着用及び子どものマスク着用について

【別添3】 (省略) : 効果的な換気についてのポイント

- 外出する場合は、適切な感染防止策を徹底して行動するよう協力要請
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出を自粛するよう協力要請
- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えるよう協力要請
- 発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう協力要請
- 感染した際の自宅療養に備えて、食料品や衛生用品等を備蓄するよう協力要請
- 感染に不安を感じる無症状者に、ワクチン接種者を含めて検査を受けるよう協力要請

1 県民への協力要請 ② (法第24条第9項)

- 重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方と会う際は、事前にワクチン接種（3回目接種）か、無料検査などによる陰性確認を行うよう協力要請
- 発生届の対象外の方に、陽性者登録を行うよう協力要請
- 医療機関でのルールを守ることや、診療時間内に受診するよう協力要請
※特に休日や夜間では、症状が軽い場合は、翌日に受診するなどの協力をお願いします。
※夜間に救急外来の受診等に迷う場合は、救急電話相談を活用してください。
(一般向け救急電話相談：#7899 小児救急電話相談：#8000)
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控え、「かがわ安心飲食認証店」など、感染対策が徹底された飲食店等を利用するよう協力要請
- 会食や飲み会をする際には、大声を出さないことや「マスク会食」や座席間隔の確保、換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避け、会食は2時間以内とするよう協力要請
(「かがわ安心飲食認証店」を利用する場合を除く)
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用するよう協力要請

【別添4】(省略)：業種別ガイドライン

2 事業者への協力要請 ① (法第24条第9項)

- 業種別ガイドライン等を遵守するよう協力要請
【別添4】(再掲)：業種別ガイドライン
- 県が策定した適切な感染防止策に基づき、感染防止策の徹底を図るよう協力要請
【別添5】(省略)：今後における適切な感染防止策
【別添6】(省略)：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」
- 感染防止策を徹底していることを示す様式を掲示するよう協力要請
【別添7】(省略)：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」
- エアロゾルの吸入を防止するため、施設・事業所内の換気を徹底するよう協力要請
- 飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証制度」の認証をとるよう協力要請
- 在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを推進するよう協力要請
- 感染者・濃厚接触者となった従業員に、休暇取得や勤務再開に当たって、医療機関や保健所が発行する証明書の提出を求めないよう協力要請
- 保健所の調査に協力するよう協力要請

2 事業者への協力要請 ② (法第24条第9項)

- 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう協力要請（「かがわ安心飲食認証店」を除く）
- クラスタ発生等の事態に備え、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続計画（BCP）を再確認（未策定の場合は、早急に策定）するよう協力要請

3 イベント等の開催 (法第24条第9項)

- イベント等の開催については、国の基本的対処方針やイベント等の開催に係る留意事項（各種通知）等を踏まえ、規模要件等に沿って開催するよう協力要請
また、「新しい生活様式」や業種別ガイドライン等に基づき、効果的な換気を含め、必要な感染防止策を講じるよう協力要請
- イベント関連施設の管理者においては、イベント開催時、参加者に対して、基本的な感染対策の徹底の呼びかけを行うよう協力要請
- イベント等に参加する際は、その前後においても感染リスクの高い行動を控えるよう協力要請

【別添8】：イベント等の開催に係る留意事項

4 県有施設等における対応

- 効果的な換気を含め、適切な感染防止策の徹底を図り、開園・開館
- 県主催の行事・イベントについても、効果的な換気を含め、適切な感染防止策の徹底を図った上で実施

5 県の対応

- 児童福祉施設等、高齢者施設等、医療機関、事業所などのクラスター防止対策を進める。
- 学校における感染防止対策を進める。
- ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。
- 県職員について、時差出勤や在宅勤務の活用により接触機会の低減に取り組む。
- オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策を講じる。

感染拡大防止

対策期

(7月15日～10月30日)